

理事長選考会議規程（骨子案）

第 1 趣旨

理事長選考会議の運営について、定款(10条)に定めるもの以外の必要事項を定める。

第 2 審議事項

理事長の選考に関すること。
理事長の任期に関すること。
理事長の解任に関すること。

第 3 任期

選考会議の委員の任期は 2 年とする。

経営審議会又は教育研究評議会の委員でなくなった場合及び推薦を受けて理事長の候補者となった場合は、選考会議の委員でなくなる。

補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 4 会議

選考会議は、議長が招集する。
定足数は 4 分の 3 以上とする。
議決は 3 分の 2 以上で決する。

< 参考 選考会議に係る定款規定事項 >

- 1 定数 8 名
内訳 経営審議会の委員 4 名（うち学外委員 3 名）
教育研究評議会の委員 4 名（うち学外委員 1 名）
 - 1 現理事長は、選考会議の委員となれない。
 - 2 現理事長は、選考会議の委員選出に関与できない。
- 2 選考会議に議長を置き、議長の選出は委員の互選による。
- 3 議長は、選考会議を主宰する。